特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横瀬町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	個人住民税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

横瀬町長

公表日

令和8年9月24日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書・税額決定通知書及び特別徴収税額通知書（給与所得者）の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥扶養是正等に係る税務署への通知 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ・サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムから取得して申告受付支援システムに手入力する。
③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 証明書コンビニ交付システム 統合宛名システム 中間サーバー 個人住民税申告ポータル サービス検索・電子申請機能 申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表　第24項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号） 第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 （情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173　の各項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務会計課
②所属長の役職名	税務会計課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地　電話:0494-25-0111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務会計課　埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地　電話:0494-25-0113
9. 規則第9条第2項の適用	**[　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人以上　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[]接続しない（入手）**	**[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報保護についての研修によりリスクや単純な事務ミス防止策について学び、その上で自己点検を実施している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報保護についての研修によりリスクや単純事務ミス防止策について学び、その上で自己点検を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和7年1月1日	Ⅱしきい値判断項目 3．取扱者数	令和7年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年9月29日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表24の項 並びに内閣府・総務省令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）　第9条第1項、別表　第24項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）　第16条	事後	
令和7年9月29日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27の項 （情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 （情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173　の各項	事後	
令和7年9月29日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力	地方税法等の規定に則り、 住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書・税額決定通知書及び特別徴収税額通知書（給与所得者）の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥扶養是正等に係る税務署への通知 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ・サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムから取得して申告受付支援システムに手入力する。	事前	個人住民税申告の電子化に伴う追加
令和7年9月29日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 証明書コンビニ交付システム 統合宛名システム 中間サーバー 個人住民税申告ポータル サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事前	個人住民税申告の電子化に伴う追加